

第七回国会 衆議院 地方行政委員会 議録第三十三号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川西 清君 理事川本 末治君

理事菅家 喜六君 理事野村專太郎君

理事藤田 義光君 理事立花 敏男君

理事大石ヨシエ君

片岡伊三郎君 河原伊三郎君

木村 公平君 小玉 治行君

清水 進平君 高橋 英吉君

高間 松吉君 塚田十一郎君

井出一太郎君 床次 徳二君

大矢 省三君 門司 亮君

池田 峯雄君

出席國務大臣 本多 市郎君

出席府政委員

地方自治政務次官 小野 哲君

地方自治庁次長 萩田 保君

總理府事務官 奥野 誠亮君

地方自治財政局長 奥野 誠亮君

委員外の出席者

第一部長

三浦 義男君

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

四月三十日

委員大西弘君、黒澤富次郎君、小西

英雄君及び船越弘君辭任につき、そ

の補欠として龍野喜一郎君、清水逸

平君、片岡伊三郎君及び高間松吉君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員龍野喜一郎君辭任につき、その補欠として木村公平君が議長の指名で委員に選任された。

本日開議に付した事件

地方財政平衡交付金法案(内閣提出第一八四号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)を再議に付する件

○中島委員長 會議を開きます。

地方財政平衡交付金法案を議題とし、たし、質疑を続行いたします。

○床次委員 この交付金の算出その他資料をいたしまして、いろいろの統計資料を使われることと思つて、最近数年間に非常に変化がありまして、でき得る限り新しい統計を使つていただきたいと思つておられるものが、今政府で予定したておられるものは、何年度の統計を予定しておられるか伺いたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは仰せの通り非常な変化がございますので、前年度の数字を原則といたしております。

○床次委員 次に御尋ねいたしたいのは、第五條の第五項でありますか、国の行政機関はやはり委員会の要求によりまして、資料を出すようになっておりますが、たとえば文部省その他義務教育に対していろいろ注文があるものは、積極的に意見を出す場合もむしろ

あるのではないかと思います。もちろんこれは認められると思つておりますが、どういふ扱いになつておりますか。

○本多國務大臣 これは関係行政機関が積極的に意見を出す場合には、まづた自由でございまして、意見を徴した場合は同じように尊重せられることと存じます。

○床次委員 最後に承りたいことは、昨日も実は大臣に御質問したのでありますが、どうもこの規定によりまして、本年度の千五百億という交付金は、本法による交付金にならないやうな気がするのであります。これは経過規定が欠けておるやうな感じがすると思つておられます。すなわちいろいろの財政委員会その他の総算算出の手續がありまして、本年度に限つては、本法が四月一日から適用になりますから、そういう過去の準備は一切本法によることができない。従つていきなり千五百億という数字が出て参ります。その千五百億の分割の方法その他が、一見いたしますと、法律により

がたいところは、いずれ将来制定されるところの規則によつて運用されざるを得るやうに見えるのであります。今後の取扱ひを本法によつてやつて行なうことが、どうもこれだけでは不明瞭な気がするのであります。でき得れば、むしろ本年度に限つて交付金は本法の規定にかかわらず、一応総額が千五百億になるという規定がある方が、適當ではないかと考えられるのであり

まして、これは昨日実は私のお尋ねしたところであり、なお塚田委員からも同じような疑義があつたことと思つてあります。依然として當局はこの規定でさしつかえないというようにお考えになつておられますか。

○本多國務大臣 これは先にも御説明申しました通りに、財政計画上の不足額は、千五百億で満たされるという計画になつておりますので、この本法の算定方法によつて算出した金額ではございせんけれども、ただいまのところではこれで符合するものと考えております。これを本法によつてあとで計算した平衡交付金の額と、本年度の交付金は千五百億と定めてしまつて一致しないときは、その一致しない金額も考えまして、どう考慮するかというところは、あとの問題にいたしたいと思ひます。それが千五百億と一致しないけれども、きつめて少額の金高であるから、按分したので適當であると思はれる場合には、そのままでございまして、もし平衡交付金の法の精神通りに、單位費用をいれまして算出した場合には、予算がこの法律に伴わないこととございまして、この違つた程度によつて、また政府としても考慮すべき問題ではないかと考えております。

○床次委員 取扱ひをいたしましては、大臣のお話になつた御趣旨はよくわかるのであります。法文の立て方から言つて大臣の考へておられるように取扱へないのじやないかという気が

いたすのであります。この点は事務當局においても御研究をいただきたいと思つてあります。なおただいまの大臣のやうなお考えでありますならば、今後本法の趣旨によりまして委員会でもいろいろ研究いたしました場合に、いわゆる測定單位、あるいは單位費用等が相當増額を要することがわかりました場合、これは當然規則できめられるのであります。規則をもつて相當増額せしめられるかどうかわかりませんが、もし相當増額しなければならぬというやうな結論になりなければならぬ。当然追加予算を組まなければならぬ。なお大臣のお話では、追加予算とすべき額がわずかなら大したことではない。相當多額になれば、これは當然考慮しなければならぬ、こういうふう

に解釈していいものでございまいしょうか。

○本多國務大臣 予算との相違が、そのままで済まされたいというやうなことになりました場合には、当然お話の通り、政府として追加予算等について考慮しなければならぬ場合も生ずるということになります。

○床次委員 本年度は、いわゆる規則によつて今後処理されるわけでありまして、私どもの予想からいいたしますれば、今後規則でお取扱ひになれます。かなり單位費用がふえることを予想しておる。しかし政府は、實際面から見ますと、総額がきまつておりますので、実は総額から逆算して行くという取扱ひに陥りやすいのではないかと。むしろ

普通の事務的に考えますれば、そういうふうにして数字が出て来るんじゃないか。あまり差は出ないということに落ちつくんだと思います。しかしそうなつたのでは、ほんとうの地方財政の需要には合わないという結論になるのではないか。これは予測の差でありますから、あるいは見解の差だということになるかとも思いますが、そういう疑問があるのでありまして、今日まだ規則の内容が、私ども拜見しておりません關係上、われ／＼にもわかりませんし、また文部省その他の關係当局におきまして、その点はそれ／＼の立場から非常に不安に思つておることと申うのであります。大臣のようなお考えでありますれば、今後の規則の制定におきまして、よほど慎重な態度を必要とするのじやないかということを上げたいと思います。

○本多國務大臣　慎重を要するという点につきましては、まったく同感に存じます。地方団体の財政を擁護するという立場で、地方財政委員会にありましても、国全体の財政ということは十分認識の上に立つてやるべきものであるかと思ひます。し、財政計画の面におきまして、大体千五十億あれば、不足額の補填ができるという計画にもなつておることでございますから、大なる間違いは生じないかと存ずるのであります。が、お話のように、地方財政委員会が、單位当り費用等を相当高率に見積つた場合は、お話のように非常な相違を生ずる面も生ずるのでございます。しかし財政計画ともにもらみ合せ、国家財政ともにもらみ合せまして、大体これに落ちつくようなものになると考えておるのでございます。

○床次委員　大臣のようなお考えで無理いたしましたと、あるいは本法の附則におきまして、本年度は本法の規定にかかわらず総額を千五十億にするというような規定を置きになりまして、もしつかえないようにも思うのでありますが、そういう規定を置くことに對してはいかがお考えですか。

○本多國務大臣　これは實際の處理が、本法の規定にかかわらず、本年度の交付金は千五十億とすることになつてしまふじやないかというお氣持からの御意見と存じますが、私どもといたしましては、予算は予算として、本法の精神を貫いて算定するといふ原則によつて本年もやつた方が適當であらう。しかし實際的には、床次君の言われるようなことになつてしまふじやないかということは、予算に拘束を受ける関係から考えられるのでござ

いますけれども、やはりこの法符の原則によつて算定する、こういう方法で行きたいと考えております。

○床次委員 私どもも、大臣の御答へ
のように、あくまで本法の原則によら
まして、最も適切なる單位費で計算
し、また規則によつて毎年關係者ある
いはそれ／＼の立場において、安心し
て財政需要が満たし得るだけの金額を

交付できるといふ建前を懸望しておるわけでありまして、大臣もそういう趣旨でもつてぜひ今後とも努力されるようお願いしておきます。

○中廣義兵長 國務大臣に就する旨
が留保になつております。門司君
○門司委員 この機会にひとつ大臣
閣下におきたいと思ひますことは、
臣の説明の中に地方税制を改正する
あたつて、その試みという言葉をお

いになつておるようでございますか。
地方税の改正と同時に平衡交付金は開
に政府は試みというような言葉でお出
しになつておるのか、はつきり確信の
ある態度でお出しになつてゐるのか、
その点をもう一處伺つておきたい。
○本多國務大臣 これは恒久の制度よ
して考えております。

○門司委員 大體大臣の御答弁はそれだと思ひますが、そういたしなすと、それほどから議論になつておる点は、實は皆同じような考え方を持つておるのではありません、この法律の中には規則定めるものが非常にたくさん出て来おりますし、ことにきのうの塚田さんの御質問、さらに今床次君からいろいろ話をされておりました、例の附則七項であります、昭和二十五年に限り、第十三條」とあるのは誤りで「第十四條第二項中」「この法律」とあ

のは「規則」と読み替へるものとする。この規則であります、この規則が私どもに十分わからない限りには、更なる立法と云ふことは、

しては、實際に必要の強をなすに
議していいか悪いかということが、
常に疑問になるのでございます。と
しますのは法律で当然あるべきもの
規則で定めるということになつてお
ますので、規則の概要だけでもい
うからつゞは即つていふなれば

らない。そういうことを私が申し
げますのは、本年度の平衡交付金で
りますが、平衡交付金は昨年度とほ
んど予算の内容等から見ますと同じ

あります。六百六十七億が計上して
るようでありますが、その他は千五
億の中からは補助金が大体これに
当てられると私は考えております。
ういたしますと、現在の地方配付税

に定められた所得税、法人税の三三・四四ということになって参りますと、当然八百億を越える配付税がなければならぬはずであります。政府がもし付税の特例をお出しになりましたと、これを昨年二十四年度に限つてあの特が出ておるはずであります、当然

という配付税法に基く規格がこれに見られなければならぬはずと考へてりましたが、依然として特例による字しかあげておらぬのであります。府は地方財政を多くしてこれを確立すると申し立ておりますが、實際の需額に對しましては政府の予算面からと、相当大きな食い違ひが出て來るのではないかとすることが考へられるのであります。もしそういうことにつて参りますと、どうしても算定基が法律で示されまゐる場合のことを考へなければならぬといふことになら

われ／＼は強く考えなければなら
い。ところがその法律は出さないで
二十五年度は規則によつてこれをき

法律ではこれを定めないといふ
二。法律ではこれを定めないといふ
三。法律ではこれを定めないといふ
四。法律ではこれを定めないといふ
五。法律ではこれを定めないといふ
六。法律ではこれを定めないといふ
七。法律ではこれを定めないといふ
八。法律ではこれを定めないといふ
九。法律ではこれを定めないといふ
十。法律ではこれを定めないといふ

ものを、一体いつお出しになるのかあるいはどういう構想でお出しになるのか、私はこの法律が通過するにしましても、その規則はおそらくす

これを適用しなければならぬ事、即ち立ち至ると考えておるのであります。さきの本会議で一応臨時の処置はされたのでありますが、すでに七月に近いことでありますから、第二回

相なると思いますので、当然この規則が急いでこしらえられなければならない。従つてもし政府にこの規則の草案がありますれば、この機会に一応お示しを願ひたいと考へております。

○本多國務大臣 最も重要な測定單位當りの單位費用が規則で定められべきといふことは、まことにごつとあることと

な御疑念であると思うのでござい
す。しかしながら過渡的な措置として
これはやむを得ないところでござい
まして、その数字は精密なる関係機関と
の資料に基いた計算の結果出て来る数
字でございまして、本年はかような過
渡的な場合でございしますので、独立
の比較的強い地方財政委員会に公正な
態度をもつて、その資料により公正に
決定させるという趣旨でございます。
来年度からはもちろん単位費用につき
ましても法律をもつて制定する考えで

○門司委員　もちろんそうだと思いますが、ただ私がさつき申し上げておる

地　こ
 て　
 に　
 そ　
 ばならないということになっており
 ますのは、非常に自重されておるよ
 であります、法律の十六條によりま
 すと、大体五月から七月が道府県で
 つて、市町村が五月から八月まで上
 休四分の一を同じように交付しなけ
 ばならないということになっており

すので、先ほど暫定措置として二百ばかりの決定は見ておるようでありすが、すぐこれに追つかけてあとの措置をしなければならぬようなこと

相なるとわれ／＼は考えておるの
ります。従つてこの間の日数とい
のはきわめて少いのでありますの
ひとつこの機会にアウト・ライン
でもその規則の内容を聞かしておい

おの／＼の都市におきましては、かなり大きな開きを持つておられると思うが、その処置はちつとも講じられておらい。一律一体にこれは大都市も中都も、あるいは僻村におきましても、じような基準單位で測定されるようになっておるのでありますが、この点私は非常に矛盾ができて、實際面と反するやうな状態が、必ず測定單位と上には、あるいは測定單位をきめるときも実施の面には、現われて来るやうなことを非常に強く感じておりますが、この点に対する大臣のお考えを、

伺いたいと思います。
○本多國務大臣 測定單位は全部同じ基準でありまして、その人口密度等によつて、数値の補正をやるように、そのあとの條文に、そういう準備がしてございます。

○門司委員 今の大臣の御答弁でありまして、この人口の密度というものは、ものにつきました。私はこの前質問をいたしましたのであります。人口の密度の測定というものは非常にむづかしいのであります。郊外を非常にたくさん持つております都市は、一部分には非常に密集地帯を持つてゐる。しかし平均いたしますと、その場合は非常にばらばらな統計が出て来る。しかも行政はどういう行政を行わなければならぬかといふと、必ずしも政府の算定した総面積と人口とをかけたものだけでは、なか／＼私は行政面ではうまく行かないと考へてゐる。同時に私がそういうことを申し上げるのには、地方税法の住民税に、八百円、六百元、四百円というふうな区分をいたしておるのであります。この区分をいたされた原因は、大体地方の自治体の大きさによつて、行政あるいは財政が必ず連つて来なければならぬといふ原則のもとに立つて、私はあの地方税法の住民税の三つの段階が設けられたと考へておるのであります。従つてもしあの地方税法の三つの段階が、そういう意味で行われておるといふしなれば、この法律の中のこの測定單位について、やはりそういうものがここに認められることが当然だと私は考へておりますが、この点に対する大臣のお考えを承りたい。

○本多國務大臣 お話の通りでございます。

まして、税法上やはりその財政需要額が、人口の密度によりまして相違する關係から、税もそういう区分をいたしておりますので、それとらへらになつておきます。人口單位に個々に区分はいたしてありませんけれども、より以上突進に即するようにはいたしたいと存じております。税法は御承知の通り基準法でありますので、税法にはそういうふうな区分をいたしてありますけれども、個々におきましては、さらに実情にこまかく適するように考慮したいと考へております。

○中島委員長 次は川西君。

○川西委員 一言だけちよつと申し上げておきたいのであります。これは本案の審議の最初に申し上げたものであります。その機会がなかつたので、終りになりましたけれども、一言申し上げておきます。それはこの法案を運用いたしますところの地方財政委員会設置法の提案理由の説明その他におきまして、しばしば地方財政委員会が地方団体の利益擁護機関であるといふことを申されておりますけれども、これはちよつとおかしいことではないかと思ふのであります。そういうふうな申しますことによつて、かえつて地方財政委員会が、地方団体の利益を擁護することができないようになる結果が、しばしば出て来るように思ふのであります。これはやはり地方財政委員会は、国全体の立場から地方財政の確立を分担する機関とか何とかいふふうな説明でありまして、非常に強烈な地方団体の利益擁護機関と銘を打つた機関になりますと、その主張するところはいつも割増的に考へられまして、

て、昨年におきまして地方配付税が削減された際に、大蔵大臣はしばしば地方財政委員会の言つておることは、前の地方財政委員会であるからというふうな意味のお言葉で、その財政委員会の主張が非常に割引きされて考へられるのであります。やはりこの体裁といたしまして、利益擁護機関といふものはちよつと響きが悪うございす。これは條文に關係ないことではございますから、こういう言い方は行き過ぎで、かえつてその結果おもしろくないと思ひますので、その点だけ一言御注意申し上げます。

○大島委員 昨日の文部、大蔵との連合審査会において、文部次官からのお話によりますと、ふしぎにも義務教育の標準費といふか、定員定額法が立案されておるといふようなことを聞きまして、これはわれ／＼として義務教育もあるいはその他の教育も地方行政と考へるから国家の中央政府の行政も考へられなければならない、やはり地方自治の立場から言つたならば、どこまでも地方公共団体にこれはまかしておくべきものである。そこで定員定額法というふうな国家全体の一つの画一的な算定のもとに、教育の行政その他の教育の費用を定めようとするのは、將來真にまじめに自治財政を運営しようとする者に対してはきつめて要慮すべきことである。どこまでも自治体はおのれの力によつて、おのれの持つてゐるところの力を十分發揮して、国家のやつておる中にまで進んで行かなければならぬと思ひます。そこでこの定員定額法というふうなものが規定せられるとするならば、これは地方行政をあずかつておられる本多國務大臣は、大いにこの点に關して、今までのようなあらゆる統制時代は過ぎ去つてしまつて、物価も各地方において相当ではございがある。こうした点を勘案して、やはり地方自治に適合するようになつてこれを算定してもらいたい。画一的な標準を定められないように私は御注意を申し上げておきたい。これに対する本多國務大臣の自信のほどをお伺いしたいと思ひます。

○本多國務大臣 先ほど川西さんのお話でございますが、これは国家行政機構の中にありまして、地方自治を擁護する性格の官庁であるといふことの表現をいたしたのでございすが、これはちよつと地方自治設置法に地方自治の發達を援助するための官庁であるといふことをうたつてあるのと同じような意味でありまして、やはり表現につきましては行き過ぎるようなことがありまして、いま後十分注意いたしたいと思ひます。

○中島委員長 ちよつとお諮りいたします。参議院の方から大臣の出席を要求して参りました。この要綱の質疑は政府委員でわかると思ひますから、大臣はこれより退席していただくことにいたしますから、どうかさう御承知をお願いいたします。

○中島委員長 この際お諮りいたしますが、ただいま自治庁の方から地方財政平衡交付金の施行規則の要綱案がお手元へ配付になりましたので、簡単にこの説明を聴取しておきたいと思ひ度にいたしたいと思ひます。

○中島委員長 都道府県知事等の資料の提出義務がございす。これは別に重要な意味を持つておりませんが、一定の時期までに委員会に提出したは送付するといふように、期日を規則でうたいたいと思つております。

○中島委員長 二は廢置分合または境界變更の場合の交付金の措置でありますけれども、原則として算定期日すなわち四月一日現在におきまして廢置分合または境界變更のされた委において、それそれの市町村が存在いたしましたものと、計算の仕直しをいたしまして、平衡交付金の交付金を配分し直したいといふふうな考へておるわけでございますが、現行法とまづ同じく同じような方法を考へております。

○中島委員長 ちよつとお諮りいたします。参議院の方から大臣の出席を要求して参りました。この要綱の質疑は政府委員でわかると思ひますから、大臣はこれより退席していただくことにいたしますから、どうかさう御承知をお願いいたします。

と、そういうものは先ほど大臣に御質問いたしましたのが、これは大体官價的の数字の統計のみによつて、實際の問題が処理されはしないかというように考へておるのであります。従つてその点に對して、政府のもう少しはつきりした基準といひますか、そういうものをひとつお出しになつて、そうして實情に即した配付の方法が考慮されなければならぬと存じますが、それに対する考へ方といひますか、選択をされるお考へが實際の問題としてはあるかどうかということであります。どうなつて参りますと、非常にむづかしい問題になつて参ります。おそらく地方の各公共団体はおの／＼持つておられます施設に対する費用を割出して参ります。そうすると政府がきめております、たとえば消防のごときは、家屋の床面積というようなことだけでは、割れない實際が必ず私は現われて来ると思う。そういう場合に対するそれらの救済策はどういう形で講じられておるか。

○奥野政府委員　單にこのような算術的な数字だけでは、正確に財政需要は測定できないではないかという御意見はまつたく同感であります。それがなめにあるいは補正係数を用ひましたり、さらにできる限り地方団体の自主性をそこないませんために、客観的な基礎を測定して行きたいのであります。が、やむを得ず百分の十程度の特別交付金制度を設けまして、できる限りいろいろな事情を参酌いたして行きたいと考へてゐるわけでありませう。なお地方財政平衡交付金法が国会の議決を經まして成立いたしましたならば、さらに

にこれに基づきましてこまかい算定方法等を確定いたしました末、全地方団体の意見を求めながら、できる限り全地方団体の実情に合致した個々の単位費用なり、あるいは補正係数なりをきめて行きたい、かように考えておるわけでありませう。

○門司委員 私はこの前の委員会でも一応聞いたのでありますが、この実施にあたりまして、この中で最もこの機会にはつきりしておいていただきたいと思ひますことは、たとえば道路の面積、土地の面積というようなものにつきまして、非常に大きな問題になると思ひますが、港灣に關する船舶の出入をトン数で定められたということについて、この前の委員会でも大分お聞きをしたのでありますが、私まだはつきりのみだめないのでありますが、これはトン数で定めるといふことになりまして、非常にめんどむな問題を起すと考えております。港灣の關係は、漁港と貿易港、商港というようにわけられて考えられることが、私は正しいのではないかと考えておる。港灣というものが漁港を含んでおる場合においては、おそろく総トン数などというものは、ごく少数であつて、地方の公共団体が施行いたします場合に、それらを対象とされて、港灣の問題が議論されることになつて参りますと、非常に大きな問題というよりも、間違ひのできる危険性を持つておりますが、この場合に港灣ということではなくして、あるいは漁港であるとか、あるいは商港であるとか、ことに商港の中にいたしまして、大貿易港であるとかいうようなものが、やはりこの規則あるいは法律の中に十分織り込まれておらないで、單

にこれが港灣における船舶の出入トン数というふうなことになるて参りますと、非常に大きな問題を起すと思ひますが、この点をもう少し明確にする何か資料をお持ちになつておりませうか。

○奥野政府委員 御意見のように、私も測定單位全体の中で一番乱暴な測定單位が、港灣における船舶の出入トン数によつて港灣の行政費を測定することだと思ひております。しかしながら、これ以外に港灣に關する客観的な測定單位が見えませんが、やむを得ずこれを使つたわけでございます。あるいは港灣の数であるとか面積とか、いろいろあるわけでございますけれども、たゞ／＼港灣における船舶の出入トン数は港灣調査原簿というものがございまして、毎年政府の方でこれに出入トン数を記載して行くことになつておりますので、さしあたりこれを使ひまして、これだけでは済まされな問題を、特別交付金で見行くよりしかたがないのじやないか。またさうかと言ひまして、港灣を抹殺してしまふといふことも、ひどいといふふうにお考えまして、さういふふうにはして十分御意見に即応したことを考へて行きたいといふふうに存じております。

○中島委員長 これをもつて質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。通告順によつてこれを許します。河原伊三郎君。

○河原委員 私は自由党を代表いたしますが、本法案に賛成の意を表するものでございませう。

理想的に申しますれば、地方財政は

完全な独立をいたしまして、中央が財源を十分に地方に委譲して、中央から一交もこの種の交付金を受けずして、完全に行くというところが理想でありますけれども、現状をいたしましては、地方公共団体は財源のゆたかなるものもあり、またさういふ弱小なるものもありまして、これが調整をはかることは避け得ないところでありませう。しかしながら、この種の交付金につきましては、従来の行き方におきまして、中央が地方自治に干渉する傾向を伴ひ、もしくは補助金の場合等におきましては、画一主義に流れる弊害が甚だしく、本法案におきましては、この種の弊害をまつた一掃いたしまして、地方公共団体において自主的、獨創的にそれ／＼適切な施策を行ひ得て、中央がこれに對して干渉の余地なからしめるようにできております点は、非常に進歩的な法案と思ひております。すなわち一面において、地方財政の調整をはかり、一面において従来の中央集権的な残滓を完全に拂拭いたしましたこの二点において、本法案はこの際さういふ適切なものと考へ、強く賛成の意を表するものであります。

○中島委員長 床次徳二君。

○床次委員 私は国民民主党を代表しまして、本法案に賛成するものであります。しかしこれは趣旨において私どもは賛成いたしたのであります。この内容を見て参りますと、相当未熟なものがあるものであります。しかしながら、ただいまにおきましては、事実問題におきまして、これは相当研究をまだ要しなければならぬ関係上、今後の

是正にまちたいという立場に立つておるのであります。この際二、三われわれといたしまして特に意見を申し上げておきたいと思ひます。

第一は、本年度の交付金は、予算におきまして千五百億と定められ、そのうち逆算せられて交付金が交付されるのであります。先ほど来大臣にいろいろお尋ねいたしましたのでありますが、見方の差が少しもありませんが、私は千五百億では足りない、もう二百億くらいは少くともなければ、地方といたしまして、本制度の円滑なる実施の恩恵を受けることは、困難ではないかという事を予想いたしておるのであります。法規の手続から見まして、実は本年度はほんとうの本法による交付金ではないと簡単に申し上げることができるとは、調査の上、真に地方財政の需要が必要であるということが判明いたしました。政府におきましては、すみやかに追加予算の措置を講ぜられまして、本法の趣旨の遺憾ない徹底を期せられたいといふことを第一に要望する次第であります。当然私はさういふ事態に立ち至つて来ることを考へておるのであります。

第二の問題といたしまして、この法案の中におきまして、本年度の交付金の額の算定その他に對しましては、規則による部分があるのであります。本来でありますならば、国会の審議をまわして、十分にその基礎は数字的に檢討せられまして、初めてこれを実施せられるわけでありませうが、本年度は時間的にこれができない關係上、これが規則に譲られておりまして、しか

もこの規則の大綱は、ただいま私たちが拜見した程度でありまして、その具體的の数字の裏づけというものは、今後なお相當の時日をまたなければ、数字が明らかにならないのであります。従ひましてはたして本法案によりまして、地方の財政あるいは地方の必要の事業が、円滑に運行し得るかどうかという点につきましては、一応総額に對しては見通しがつきませうが、必ずしもこれはわれ／＼は樂觀ができません。さういふふうにお考えをしております。今後この具體的の項目につきましては、十分な検討を要するものと思ひて、たゞ／＼ばたばたの港灣の問題、これは當然漁港の数を入れなければならぬし、橋梁の問題におきましても、数等を加えてしんじやくすべきものと思ひております。

なお私、この際希望として申し上げておきますが、補正係数におきましては、特に南方方面の雨量の多い所に、雨量による災害、また雨量による土木その他の損害、産業方面の影響といふものが多いためでありまして、雨量を當然補正係数に加えるといふことも必要なことと考へておるのであります。さういふ点におきまして、この点さらに御研究をいたしまして、御賛成をいただきますれば結構と存ずる次第であります。なお本年におきましては、この規則によりまして取扱いが処理されるということに對しましては、政府におきまして、非常な責任を持つておるのであります。今後規則を制定せられましてあかつきにおきましては、すみやかに次の国会に報告せられ、その内容の検討を受けて、

不足を見ましたような場合はこれを是正し、追加予算の計上をはかるという措置をとられんことを要望するものであります。

次に意見として申し上げたいことは、本年度の税制並びに本法の創設により、地方団体の財政状況が非常に大きな変革を受けておるのであります。これに対処するために、特別な交付金を約一割考へておられるのであります。これは相当慎重な考慮をもつて考へておられるのであります。額そのものにおきましても、私は不足だということをおそれておるのであります。この配分の方法に對しましては、真に地方の実情に應じて、適切な配分方法を講ぜられたいということを要望するものであります。

なお全般論として申し上げて、今日すでに總額が決定しておるような状態であるのであります。なお地方におきましても、すみやかにこの法案が成立することを要望しております。関係上、法案の趣旨そのものに對しましては異存がないのであります。その意味において賛成を表するゆゑんであります。なお測定單位並びに單位費用等に關しましては先ほども申しましたように、十分の検討を経ない、しかも規則に關する部分がたゞさんあるのではありません。この点政府は非常に大きな責任を持つておることをこの際明らかにいたしたいと思ひます。當然遺憾のない実施に當られるべきことは、明らかに政府の責任であるということをこの際申し上げて、私の討論を終る次第であります。

○中島委員長 門司亮君。

○門司委員 社会党といたしましてはこの法案には賛成の意を表するものであります。ただ先ほど床次委員からも申し上げられましたように本法案はその提出が非常に遅れておりますこと、同時に内容におきましては政府の責任に關する面が非常に多いのであります。これらに對しましては、當委員会における質疑の状況をよく政府は覺えておいていただきまして、本法の施行にあたりましては、特に政府の責任において万端漏のないようにしていただきたいということをまず御注文申し上げるものであります。

それからその次には先ほど質問の際にも申し上げましたように、本年度の平衡交付金の總額というものが予算面におきましては、従来の配付税の總額より低く、低額が想定されておるのであります。従ひましておそれる地方の自治体におきましては、これだけの定められた平衡交付金におきましては、實際の問題として法の精神にありまざるやうな、真の自主的な地方財政の運用は困難かと考へておるのであります。従つて財政委員会等において検討されまじした結果、もしというより、むしろ必然的に地方の財政需要は予算にきめられた額よりも、はるかにオーバーする要求があるかと考へております。それらの点につきましても十分政府は考慮していただきまして、當然追加予算等が要求されると考へておると思いますが、その際にもやはり十分の意を用いていただきたいと考へておるのであります。

それからさらにもう一つの問題は、測定基準の問題であります。これは今日までの審議の過程におきましてはきわめてあいまいでありまして、同時に先ほど冒頭に申し上げましたように本年度に限りましては規則でこれを定めるといふやうなことに相なつておりまして、政府の責任はその規則がどういふふうに定められるかということによつて、非常に増大するかと考へておるのであります。従つてこれらの諸点に對して、政府が慎重な態度によつて地方の財政の破綻を来さないやうに、また地方の行政の円滑なる發達を欠かさないやうに、ぜひしていただきたいといふことを御注文申し上げます。きわめて簡單ではございませんが、本案に賛成の意見を申し上げる次第であります。

○中島委員長 池田孝雄君。

○池田(孝)委員 私は共産党を代表してこの本案に反對するものであります。

第一にこの法案は地方財政をますます不安定にし、地方行政の一般的水準をますます引下げるやうな結果になるであらうと考へております。なぜならば国会の審議権をみずから放棄し、自由党の議員總會で決定したにひいては、地方自治法は、財源を地方に與え、と言つておられますけれども、實はとれぬ財源を地方に與え、それをとれぬものとして平衡交付金額を決定するものだからであります。たとへば附加価値税というものは赤字の企業にも課税する。課税のものは赤字の企業にも課税する。課税のものは赤字の企業にも課税する。銀行の利息として支拂つたもの、そのものに課税する。課税できないものに課税する。無を與えて、有を生ぜしめる、むりにとらうとすれば罰金と

かあるいは懲役、あるいは國稅犯則取締法というやうなもので脅迫してとる以外はない、そういう税法であります。そういう税金をとれるものとしてこれだけとれ、こういうことで平衡交付金を決定する。この平衡交付金の總額というものは一千五十億と定まつておられますが、ここに麗々しくうたわれおる必要にして十分な額ということを証明するものは何もないのであります。この一千五十億という額から逆算いたしまして、地方の基準財政需要額あるいは基準財政收入額というものを算出するに依りまして、これを基礎として地方の財政を算出する。この算出の結果、警察費であるとか、あるいは消防費にいたしましても、あるいは土木費にいたしましても、あるいは生活保護費にいたしましても、あるいは失業対策費等と、年々増加の途をたどつておるのであります。さらに地方団体の借金も莫大に上つておる。これは災害関係の復旧費として市町村が立てかえておるものだけでも、すでに八十億に上つておると言われておる。あるいはまた災害復旧費で國庫補助が未拂ひになつておる額が全國で一千百億に上つておる。災害の總額としてまだ残つておるものが一千六百億に上つておる。本年度の公共事業費九百九十億の中からこういう穴埋めに四百七十億埋めて、だん／＼帳消しするといふやうなことを政府は言つておりますけれども、大体日本ではこの公共事業

費の額が少いために、一千億くらいの災害が毎年起つておるのであります。今年もまた一千億くらい出て来るであらう。こういうことになりましたと、地方の財政需要といふものはますます増大せざるを得ない、これに對して政府は實際何一つやつていないのであります。一例をあげますと、栃木県の今市地方の震災のときなどに、政府は一体災害復旧として何をやつたか、何もやつていないでしよう。県当局は震災で被害をこうむつておる人たちにDDTをまいてやつた、こういうことしかやつていない。岩手とか群馬など年々災害の起る地方にも、政府の対策はあまりにもひどいものであるものであります。こういうふうな地方団体がその住民のために使わなければならない額といふものは非常に多い。そのほかに今度は政府は政策の結果、警察費であるとか、あるいは徴稅費であるとか、こういう住民を收奪し、彈圧する費用がますます莫大に計上せられざるを得ない。だから實際の需要額よりもむしろ基準需要額といふものが少くなるというところは明らかであります。それからいふと、先ほど附加価値税の例で申し上げました通り、とれない税金をとれるものとして見積るから、實際より多く見積られたものから、實際より多く見積つたものを差引いたものが平衡交付金でありますから、平衡交付金といふものは實際よりも、はるかに隔つたものだといふことは言うまでもないことであります。だから平衡交付金といふものをもちつてもなかつても地方の

県知事なども言つておりました、事実青森県などにおいては、業者の猛烈な反対を押し切つて、りんご税を課税しようといふことを盛んに運動しておるのであります。そこで平衡交付金が少ければどういふことになるかといふと、徴税の強行となり、住民を苦しめる。そして一方警察費であるとか、あるいは徴税費であるとか、それから地方ボスのふところを暖める仕事、競輪場をつくらうたり、あるいは国際観光ホテルをつくらうたり、観光道路をつくらうたり、こういう費用はまず必要にして十分なる額を先取りいたしますから、結局これだけは間違いない。あとは何も残らない。大事な教育費などはこれはまったく顧みられないという結果になるであらうことは明らかであります。従つて全国の教育者たちがこの平衡交付金は教育費を圧迫するという意味で、猛烈な反対をしておることが、私はその気持を察することができるのであります。大体教育の権利といふことは憲法に保障されているのであります。すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。義務教育は無償とする。このように、憲法によつて教育の権利を認められておるにもかかわらず、平衡交付金によつてまったくこの権利は蹂躪され、教育はますます植民地的の奴隷教育となるであらうことは明らかであります。現在すでに日本の教育といふものは、数学の教科書をちよつと見ればわかります通り、一年生の教科書は十から以下の足したり引いたりしか教えておらない。二年生の教科書は二十から以下を足したり引いたりしか教えておらない

というやうな、ばか教育をやつておられます。教育者の生活もまったく蹂躪されておるのであります。さらにまたたういふ結果によつて、教育は植民地的な状態に陥るであらうことは明らかであります。さらに特別交付金の使用の方で、本多國務大臣は、私の質問に、国際観光都市であるとか、あるいは地方総合計画とか、そういうものに使用しない、こういうふうに言明しておられますけれども、この法案の中に、使わないといふことはどこにも書いてない、またこれが今後二期になるか二期になるか、そういうこともこの法案には書いておらない。特別の財政需要があれば、交付するといふことになつておるが、その認定の権限は遺憾ながら本多國務大臣にはないのであります。地方財政委員会がそういう決定をするところでは、さうして政府の政策といふものは、国際観光都市建設とか、外国人の人たちに気持よく遊んでもらうて、日本人はどこかへ立ちのきなればならないといふやうな、そういう日本人のためでない国土計画、あるいは沈まざる航空母艦の建設といふことを、最高政策としておるやうな状態でありまから、ここに特別交付金といふものが使われなかつたら、どうして言えるでございましょうか。さらにこの交付金をめぐつて奪い合いが始まりまして、これはもうすでに自由党の諸君などが地方に行つて、共産党などとお前たちが一緒にやれば、平衡交付金の増減でもつて縛つてやる、制限してやるといふことを言つておるによつても明らかである通り、交付金の交付をめぐつて奪い合いが始まつて、これから地方財政委員会の腐敗堕落を生ずる

であらうといふことも明らかであります。さらにまた地方財政委員会は、その広汎な権力をもつて、完全に地方の財政から行政一般まで掌握して、知事あるいは市町村長を、その膝下に威服せしめるやうな結果になる、これは地方自治の破壊であります。行政上はフアシヨ体制、戦時体制の再現である。その特徴的なことを申し上げますと、第一に農地に對する固定資産税の基準となる価格を、財政委員会が決定する。これはもう農業政策といふものに重大な影響を及ぼすやうなことを、單なる地方財政委員会が決定する。これはすでに農民輕視、日本の農業を破壊する政策の現われである。さらにまた地方債の許可を與ふる権限であるとか、大規模な附加価値税、固定資産税を直接財政委員会が決定して、地方団体に對する指導権あるいは地方財政委員会の事務局の職員が、直接納税者に對して質問検査権を持つといふこと、地方団体が徴税に怠慢である場合に、直接地方財政委員会の事務局員が出かけて行つて質問検査する、これを拒否した場合には一年以下の懲役、二十万円以下の罰金に処する。こういう強力な権限を持つておる地方財政委員会が平衡交付金を見積る。これを地方団体が実行しなかつたならば平衡交付金を取上げたり、減額したり、こういうことをやれる権限を持つておるのであります。これは地方財政委員会が地方団体を完全にその膝下に威服せしめるといふやうな結果になることは明らかであります。こういうふうな地方団体は地方財政委員会の二重、三重の支配網の中で自主権を奪われ、恐るべき弾圧を受ける機関とならざるを得ないので

あります。すなわちファシズムの地方集権の強化にならざるを得ない、これはどういふことであるか。この国の植民地化、軍事基地化をますます促進せしめ、戦争への道をまづすぐに進む、こういうやうな結果になるであらうことをわれわれはこの法案の中からはつきりと断言するのであります。かような意味合いにおいて、われわれはこの法案に反対するものであります。

○中島委員長 これをもつて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

次におはかりいたします。衆議院規則第八十六條により報告書作成の件は、委員長に御一任くださることに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○中島委員長 昨日議いたしました地方自治法の一部改正案であります。が、あれでは非常に法制上ぐあいが悪いといふわけでありまして、委員会において御異議がなければ、これを再議いたしましたして、適当に修正したいと思ひます。そこで一応議会の法制局の三浦君よりその点について御説明をいたしてもらいたいと思ひます。ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○三浦法制局第一部長 ただいま委員長からお話がありました市町村分離の点に關します修正案の問題でございま

すが、前に委員会でおきめになりました案でも、それ自体におきまして違法といふやうなことにつきまして、いろいろ疑問があるものもござい、ますけれども、あれはあれで一応の案であらうかと考えておりますが、なおさらによく検討いたします場合におきまして、今私がこれから申し上げます要点に従ひましてやつた方がよろしいのではないかとこの点を考えますので、皆様方の御了承を願ひたいと考える次第でございます。

この前の市町村分離の点に關しまして、住民投票がありまして過半数の同意を得るということになつておりましたのを、三分の二以上に改めることになりましたが、その点については別に問題がございせんが、この住民投票がありまして結果、都道府県の議会の議決を経る、こういうことになつておりましたのが、当該都道府県の議会において、出席議員の四分の一以上の同意を得るということになつておる点でござい、ます。これは議会の議決でなく、四分の一以上の議会の議員の同意を得る、こういうことであります。これを裏から申しますと、四分の三の反対があつた場合でも、四分の一の同意があれば、それが議会の意思になるということになりますと、議会の議決機関の本旨にかんがみましてどうかといふやうな点が考えられますので、そういう線に沿ひまして、次のようにいたしたらどうかと考える次第でござい、ます。その案を申し上げますと、住民投票におきまして、有効投票の三分の二以上の同意があつたときは、委員会は、都道府県知事と、都道府県の議会に

るように二十日も三月も四月もそれが付議されないという状態は、はたしていいかどうかという問題であります。この点は実は私の意見を入れたのではございませんで、これは皆さん方の御同僚の御意見をそのまま入れたのですから……

○大矢委員 それはあなたの方の独自の解釈でこつちへ申し入れたのではなくて、何か向うさんから注意があつたのですか。

○三浦法制局第一部長 先方の方の關係は全然ございません。これはこの委員の方からの申出によりまして——私どもの方は申出があればつくらざるを得ない立場にありますので、そういうことで処理したただけであります。

○大矢委員 議決は多数決ということが定則ですが、四分の一の賛成で實際上議決となり得るかどうか、それがわれわれにはわからぬのですが、その点はどうですか。

○三浦法制局第一部長 その点は、四分の一で議決したと考えますときには、確かに大矢委員のおつしやいますように、議決機関の意思決定ということからいつておかしいと思ひます。しかしながら四分の一の同意というのを議決ということではなく、四分の一の議員の賛成の意思表示と見まして、少くとも四分の一くらいはそれに同意する者がなければ、議会としては進められないのだという最小限度の意思表示の制限をきめたものと考えますれば、そこに多少の問題はありますが、四分の一の同意ということだと思つております。

○大石(三)委員 分離問題について

は、個人的ないろ／＼な關係がありますから、皆さんに御相談願ひまして、一度理事会で懇談するように語つていただいて、おまかせ願ひわけには行きませんか。

○門司委員 先ほど大矢さんが聞かれましたが、これを実行される場合にいろ／＼な支障ができると思ひますので、そういう仮定の上に立つて一応聞いておきたいと思ひますが、今の三浦さんのようなお話でありますと、県会の中で異議の申立てがあつた場合に限る、県会議員のだれかの発議によつてそうなるのですか。

○三浦法制局第一部長 さうであります。

○中島委員長 それでは昨日修正議決いたしました地方自治法の一部を改正する法律案を再議に付するかいなかをきめますが、再議に付することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数であります。よつて再議に付することに決しました。

なお昨日議長に提出いたしました委員会報告書は、議長の許可を得て撤回いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めまして、さようにはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕

地方財政平衡交付金法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕